

春日部市立学校における働き方改革基本方針

令和8年4月1日～令和11年3月31日



令和8年4月
春日部市教育委員会

春日部市立学校における働き方改革の更なる推進に向けて

春日部市では、働き方改革の更なる推進に向けて、「春日部市立学校における働き方改革基本方針」を改定しました。

これまでも「春日部市立学校における働き方改革基本方針」に基づく各取組を通じて、教職員の負担軽減、ワーク・ライフ・バランスの改善、こどもたちと向き合う時間の確保などに一定の成果を上げてきましたが、目標の達成には、いまだ至っていない状況です。

今後は、目標達成に向けた取組をより一層充実させるとともに、教職員にとってさらに働きやすい、働きがいのある職場環境の確立を目指します。教職員の働き方改革をさらに推進し、より効果的なものにする事で、こどもたちへのよりよい教育を実現してまいります。

今回の改定では、働き方改革の目的を、「働き方改革の推進によって、こどもたちへのよりよい教育を実現する」とし、こどもたちのための働き方改革であることを明確にしました。

また、「時間外在校等時間」に加え「ウェルビーイング」についての目標も掲げています。

これらは、市と学校が一体となって働き方改革に取り組むことで、より実効性のあるものになります。

「働きやすい」「働きがいがある」と言われる春日部市を目指し、各取組を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願いします。

令和8年4月1日 春日部市教育委員会

－ 目 次 －

1	「春日部市立学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨	1
	(1) 本市の取組及び国の動向	
	(2) 時間外在校等時間の割合の推移	
	(3) 令和6年度勤務実態調査の結果	
	(4) 令和6年度意識調査の結果	
2	「春日部市立学校における働き方改革基本方針」（令和5年4月1日～令和8年3月31日）の評価・検証	5
3	総論	6
	(1) 目的	
	(2) 本市の目指す教職員の働き方	
	(3) 目標	
	(4) 目標達成に向けた四つの視点と指標	
	(5) フォローアップ	
4	目標達成に向けた具体的取組	10

1 「春日部市立学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨

(1) 本市の取組及び国の動向

春日部市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では、令和2年3月に「春日部市立学校における働き方改革基本方針」を策定し、令和3年度末までに教員の時間外在校等時間を原則、月45時間以内、年360時間以内とする目標を設定し、教職員の多忙化解消・負担軽減に向けた取組を開始した。

しかしながら、令和3年度末においても目標達成に至っていなかったことから、令和5年4月に「学校における働き方改革基本方針」を改定（以下「前基本方針」という。）し、スクール・サポート・スタッフの拡充やICTの活用などの取組を位置付け、令和5年度から3年間の方針として働き方改革を推進してきた。

この間、令和5年8月に中央教育審議会初等中等教育分科会の質の高い教師の確保特別部会が、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組む施策（提言）」を示した。この提言では、「学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進」、「学校における働き方改革の実効性の向上」、「持続可能な勤務環境整備等の支援の充実」について、それぞれの主体が権限と責任に基づき主体的に各事項に取り組む必要があり、できることは直ちに着手することとしている。

また、令和5年6月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」では、「子供たちのウェルビーイングを高めるために、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場となることが重要である。」としている。

さらに、令和6年8月には、中央教育審議会から『令和の日本型教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」が示された。その中で、学校における働き方改革の更なる加速化として「学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進」、学校における働き方改革の実効性の向上として、「取組状況の見える化とPDCAサイクルの構築」等について触れている。また、「教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実」、「柔軟な働き方の推進」についても言及している。

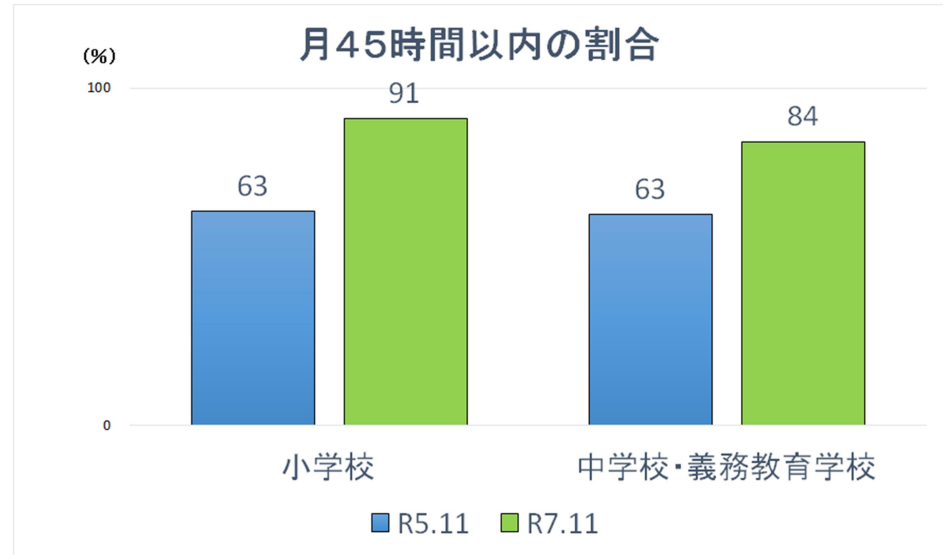
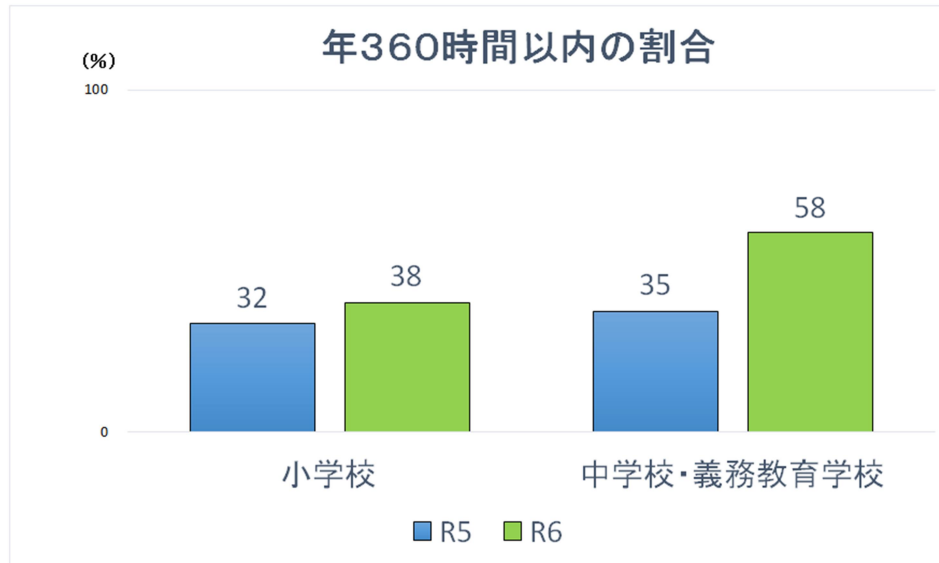
加えて、令和8年4月1日から「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が施行（一部は令和8年1月1日施行）されることとなり、その中で、教職員のサービスを監督する市教育委員会として、「教職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置を講じること」が示され、業務量管理・健康確保措置について地域の実情を踏まえ、実効性のある計画を策定すること（第8条）とされている。

これらの国の動向を踏まえ、令和8年4月に、令和8年度から3年間の方針として「学校における働き方改革基本方針」（以下「基本方針」という。）を改定した。

(2) 時間外在校等時間の割合の推移

前基本方針の目標

【時間外在校等時間】月45時間以内、年360時間以内の割合を令和7年度末までに100%に



<現状>

- ・時間外在校等時間において、月45時間以内及び年360時間以内の教職員の割合は増加しているが、目標達成には至っていない。

<課題>

- ・目標達成には、教員一人当たりの業務量の削減とともに、業務の効率化が必要である。
- ・教育の質の維持向上を図りつつ、業務の総量を削減させるには、児童生徒に直接関わらない業務をさらに削減する必要がある。
- ・業務の効率化を図るためには、外部人材やデジタルツールの活用等の取組を加速させる必要がある。

(3) 令和6年度勤務実態調査の結果

[表1] 職種別の時間外在校等時間
年360時間超の割合

	校長	教頭	教諭等
小	77.3%	95.5%	64.7%
中義	33.3%	64.3%	44.4%

※教諭等：教諭、助教諭、講師

[表2] 教諭等の平日1日の従事内容
(授業、行事を除く)

	1位	2位	3位	4位	5位
小	授業準備	学年学級経営	生徒指導	その他事務	会議・打合せ
中	学年学級経営	授業準備	部活動	生徒指導	その他事務

[表3] 教諭等の1日の持ち帰り業務内容

	1位	2位	3位
小	授業準備	学年学級経営	その他
中	授業準備	学年学級経営	その他

<現状>

- ・全校種とも「教頭」の時間外在校等時間の年360時間超の割合が高い。[表1]
- ・教諭等の平日1日の従事内容について、こどもと直接関わらない業務である「その他事務」が上位5項目に含まれていた。また、中学校においては、「部活動」が上位5項目に含まれていた。[表2]
- ・教諭等の1日の持ち帰り業務については、「授業準備」が最も多かった。[表3]



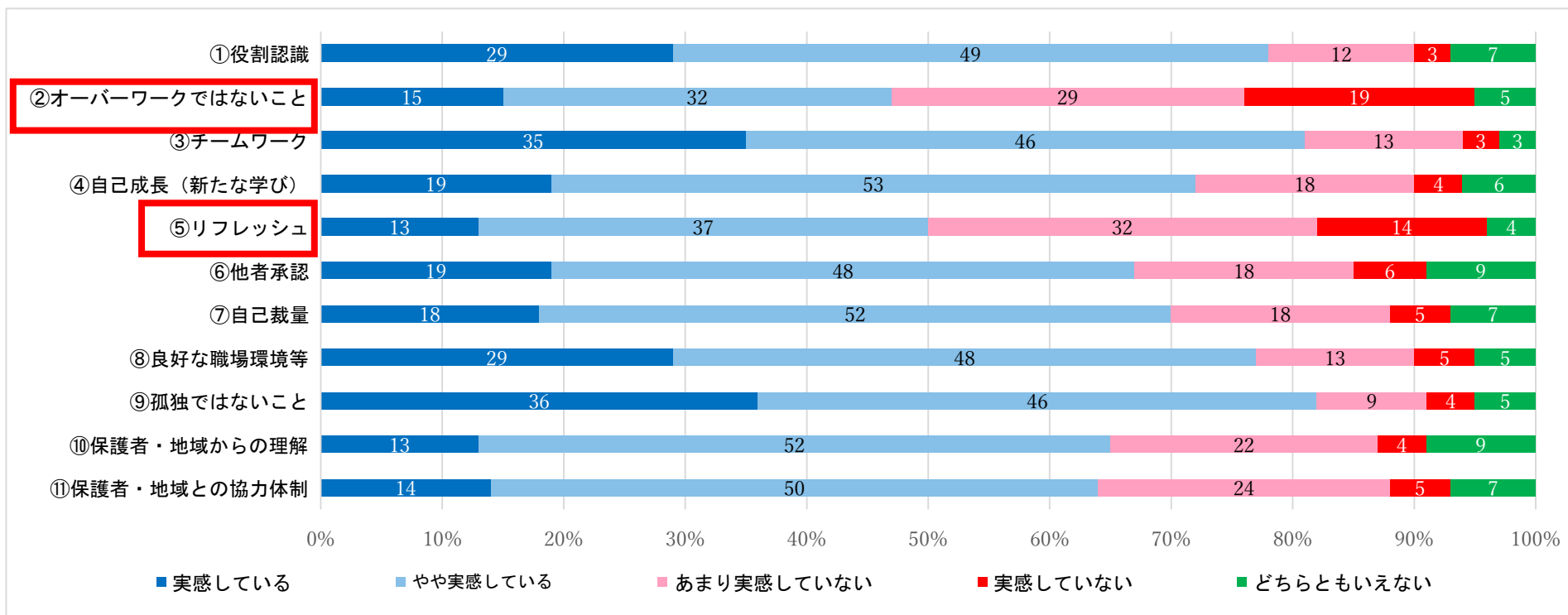
<課題>

- ・時間外在校等時間が長い「教頭」を支援していく必要がある。
- ・「その他事務」の業務量の削減及び業務の効率化により従事時間を縮減する必要がある。
- ・「教諭等」が勤務時間内で授業準備を終えられるよう改善を図る必要がある。

※表1 「令和6年度 勤務状況調査」報告内容

※表2・3 「令和6年度 教職員の勤務実態に係る調査（抽出校・令和6年6月）」報告内容

(4) 令和6年度意識調査の結果



<現状>

- ・「役割認識」「チームワーク」「良好な職場環境等」「孤独ではないこと」において、肯定的な回答が多く、各校、教職員が一丸となって、組織で教育活動を進めている。
- ・「オーバーワークではないこと」「リフレッシュ」においては、肯定的な回答が少なかった。
- ・ストレスチェックでは、高ストレス判定者が11.1%であった。

<課題>

- ・オーバーワークにならず、リフレッシュすることができるよう、業務の削減とともに教職員がリフレッシュしやすい環境や体制を整える必要がある。

2 「春日部市立学校における働き方改革基本方針」（令和5年4月1日～令和8年3月31日）の評価・検証

<p>これまでの取組で成果があったと実感があるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の効率化の推進（ICTの活用等） ・人的支援の拡充（SSSの全校配置、部活動指導員の倍増等） ・市教育委員会主催の研修や諸行事の見直し ・学校への調査等の縮減の推進（調査回数の見直し、ICTの活用等） ・給食の公会計化 ・年間授業時数の余剰時間縮減の推進 ・週休日の振替や休暇等の取りやすい職場環境の整備（制度等の周知） ・教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解促進 ・「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定の推進
<p>これまでの取組で成果を実感できなかったもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の健康管理の推進 ・労働安全衛生法に基づく職場改善（労働安全衛生管理体制の整備等） ・「春日部市中学校等部活動のあり方に関する方針」の推進

前基本方針に基づいた取組を進め、一定の成果は上げているものの、最終年度である令和7年度において、目標達成には至っていない状況である。

市教育委員会事務局職員で構成する「フォローアップ委員会」では、全教職員を対象とした意識調査の結果や「春日部市立小・中学校等負担軽減検討委員会」からの意見を踏まえ、前基本方針の取組について評価・検証を重ねた。学校現場で成果のあった取組として実感があるものは、表の通りであった。これらの取組が、各校の時間外在校等時間の縮減に寄与したと考えられる。一方で、成果を実感できなかった取組もあった。なぜそのような状況になったのかその要因を分析し、取組内容や取組方法の改善を図っていく。

今後も、学校現場での実感を適切に把握し、より信頼性の高い評価・検証を行いながら、目標達成に向けた各取組の達成状況を確認し、働き方改革を推進していく。

3 総論

(1) 目的

働き方改革の推進によって、こどもたちへのよりよい教育を実現する。

前基本方針では、「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る」を目的に掲げ、働き方改革を推進してきた。

働き方改革を含めた教師を取り巻く環境整備の最終的な目的について、令和6年8月の『『令和の日本型教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）』では、「学校教育の質の向上を通じた、全てのこどもたちへのよりよい教育の実現」であるとしている。

春日部市においても、教員が心身ともに健康であり、授業やその準備を始めとした専門性に基づく教育活動に専念することで学校教育の質の維持向上を図ることが、「こどもたちへのよりよい教育の実現」につながるという考えの下で働き方改革を推進してきた。新たな基本方針では、「働き方改革の推進によって、こどもたちへのよりよい教育を実現する」と目的の表現を改め、最終的な目的の実現に向けた働き方改革を推進していく。

(2) 本市の目指す教職員の働き方

**「働きやすい」「働きがいがある」と言われる春日部市を目指して
～「効果的・効率的な業務」「多様なワークスタイル」「未来の自分への投資時間の確保」の実現～**

働き方改革を推進するには、DXやTXの考え方を取り入れた「効果的・効率的な業務」を推進する必要がある。

また、仕事と子育ての両立など、教職員のニーズに応える「多様なワークスタイル」を可能としないといけない。

さらに、効率化や多様化によって新たに時間が生み出され、「未来の自分への投資時間の確保」ができることが、教職員としての更なる資質向上につながっていく。

これらの取組により、本市の学校を「働きやすい」「働きがいがある」職場環境にすることを目指す。

(3) 目標

【時間外在校等時間】月45時間以内、年360時間以内の教職員の割合を100%に（令和10年度末までに）
【ウェルビーイング】「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立

「こどもたちへのよりよい教育の実現」につなげるためには、教職員が心身ともに健康であることが必要であり、前基本方針の目標を達成していない状況であることから、時間外在校等時間に係る目標は継続する。

また、「本市の目指す教職員の働き方」の実現に向けて、時間だけでは推し量れない教職員としての『働きやすい』『働きがいがある』職場環境の確立」を新たな目標として設定した。

時間外在校等時間の縮減に向けて実効性ある取組を推進しつつ、教育の質の向上を図ることに加え、教職員のウェルビーイングを高めながら、こどもたちへのよりよい教育を実現できるよう、働き方改革を推進していく。

(4) 目標達成に向けた四つの視点と指標

四つの視点	定量指標	定性指標
①教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現	取組ごとの達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「役割認識」の実感 ・「オーバーワークではないこと」の実感 ・「チームワーク」の実感
②教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立	取組ごとの達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「自己成長（新たな学び）」の実感 ・「リフレッシュ」の実感 ・「他者承認」の実感
③教職員の健康を意識した働き方改革の推進	取組ごとの達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「自己裁量」の実感 ・「良好な職場環境等」の実感 ・「孤独ではないこと」の実感
④保護者や地域の理解と連携の促進	取組ごとの達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「保護者・地域からの理解」の実感 ・「保護者・地域との協力体制」の実感

教諭等の業務内容は学習指導、生徒指導、進路指導、学級経営、学校運営業務等、多岐にわたる。これらの中には、業務範囲が曖昧なものや、教職員が担う必要のない業務も含まれている。

目標を達成するためには、文部科学省が示した「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえ、必ずしも教職員が担う必要のない業務は外部人材を活用することで教職員の業務から切り離す、効果的に業務を遂行するためにICTを活用するなど、DXやTXの考え方を取り入れ、実践することが不可欠である。

また、「職場の心理的安全性」、「良好な労働環境」、「保護者や地域との信頼関係」、「こどもの成長実感」を観点とした「教師のウェルビーイング」の考え方を取り入れ、上記の四つの視点を「取組の柱」とした。

さらに、取組の成果を判断する際の基準として、四つの視点それぞれに「定量指標」と「定性指標」を新たに設けることとした。

四つの視点に設定した取組のうち、客観的な評価が可能な取組や時間外在校等時間の縮減に効果が期待できる取組は、定量指標で評価し、PDCAサイクルにより評価検証を図る。

定性指標については、教職員を対象としたアンケートを実施し、状況を把握することで、働きやすい、働きがいがある職場環境の確立を目指す。

(5) フォローアップ

- ①「庶務事務システム」による客観的な在校等時間の把握
- ②「春日部市立小・中学校等職員負担軽減検討委員会」からの意見聴取
- ③市教育委員会事務局職員で構成する「フォローアップ委員会」での取組状況の評価・改善
- ④春日部市定例教育委員会及び総合教育会議へ実施状況の報告
- ⑤春日部市ホームページへ実施状況の公表

働き方改革の取組を着実に実施していくため、健康管理の観点から客観的な在校等時間を把握するとともに、学校職員等からの意見聴取により把握した現状について、基本方針の目標、取組と関連させた評価・改善を行う。この一連の流れにより、働き方改革の進捗をフォローアップし、時間外在校等時間の改善を図る。

フォローアップの具体的な方法について、①として「庶務事務システム」で在校等時間を把握し、教職員の健康管理等に活用する。また、学校の実状を把握するために、②の「春日部市立小・中学校等職員負担軽減検討委員会」からの意見聴取を行う。

これら①②及びその他の取組から把握した情報を踏まえて、③の「フォローアップ委員会」において、基本方針の各取組を評価・検証し、その内容・実施方法等を必要に応じて修正することでより効果のある取組に改めていく。

また、取組の着実な実行を図るため、毎年度、実施状況を春日部市ホームページで公表するとともに、春日部市定例教育委員会及び総合教育会議において報告をする。

加えて、国や県の動向を踏まえ、新たな取組が必要となる場合は、基本方針を基本としつつ、動向を捉えた取組内容となるよう、「フォローアップ委員会」で検討を行う。

4 目標達成に向けた具体的取組

①教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

○教育条件整備

- 【市】 調査研究事業等での学校への調査やアンケート、文書通知等については、県からの依頼状況を踏まえ、年間本数の縮減に努めるとともに、効果的な方法（アンケートシステムによる回答、鑑文省略、簡素化等）での実施や回数、項目の見直しも検討します。また、学校への訪問の際の資料等の簡略化など、学校の業務状況への配慮を徹底します。
- 【市・学校】 新たな施策、調査等を実施する場合は、スクラップアンドビルドを原則とし、更にスクラップをするように努めます。また、各学校においても教育効果を踏まえながらスクラップアンドビルドに取り組みます。
- 【市】 学校におけるICT活用を円滑に進めるため、ICT支援員等の外部人材を活用し、学校の実状に合わせた相談・支援を行います。
- 【市・学校】 「春日部市立中学校等における学校部活動のあり方に関する方針」を踏まえた取組を徹底できるよう、学校へ働きかけます。
- 【市・学校】 令和10年度より、学校教育の中で、土日休日は部活動を実施しないこととします。
- 【市・学校】 各学校で「ノー部活デー」を設定するよう働きかけます。
- 【市】 負担軽減の観点から県主催の研修内容や研修方法を踏まえ、内容の重複を防ぐなど、市主催の研修の体系を見直し、研修の在り方や内容について検討します。
- 【市・学校】 引き続き、始業前には業前活動（部活動の朝練習を含む）を原則行わないこととします。
- 【市・学校】 各学校の管理職に対し、「埼玉県業務改善スタンダード」を広く周知するとともに、各学校の実状に応じて活用するよう働きかけます。
- 【市・学校】 教師の専門性が発揮できるよう「学校・教師が担う業務に係る3分類に基づく14の取組」の徹底を図ることができるよう努めます。

※【 】内は、実施主体を表す。

○校務DX・TXの推進

【市・学校】市教育委員会、学校間の各種事務手続きの電子化を推進します。また、学校系ファイルサーバー、校務支援システムの活用により、提出方法等の簡略化を図ります。

【市】 デジタル採点システムの導入を進め、定期考査等の採点の効率化を図ります。

【市】 校務支援システムを活用するよう、各学校へ働き掛けるとともに、システムの運用に際して学校の負担が生じないよう、各学校の実状に応じて支援します。

【市】 学校系ファイルサーバーの活用により、学習指導案や教材等を関係者で共有し、教員の教材づくり等の授業準備に掛ける時間を削減し、事務の効率化を図ります。

【市】 市主催の会議、説明会等においては、実施内容を踏まえて動画・オンラインでの実施を推進するとともに、会議資料の縮減や電子化を進めます。また、研究団体主催の会議等においては、効率化・オンライン化など、実施方法の工夫・改善を働き掛けます。

【市・学校】 学校等で取り扱う徴収金について、キャッシュレス化の検討を進めます。

○外部人材の活用／教職員のスキルアップ支援

【市】 多様な児童生徒や保護者の悩みへの対応のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置と運用の工夫に努めます。

【市】 全校に配置されたスクール・サポート・スタッフを有効に活用するため、「教員業務支援員活用事例集」を各学校へ配付し、効果的な活用が図られるよう働き掛けます。

【市】 学校の諸問題に対する初期対応として、学校諸問題相談窓口について、調査研究を図り、設置に努めます。

【市】 スクールロイヤーの配置に努めます。

【市】 部活動指導員について県教育委員会の方針や指導に基づいて拡充を図ります。

【市】 生徒指導のスキルアップにつながる資料等を周知し、生徒指導に係る負担の軽減を図ります。

【市・学校】 ICT を活用した実践事例の紹介、及び学校における ICT 活用の推進力となる人材の育成に努めます。

○国や県、関係団体への働き掛け等

【市】 教職員定数の改善等について、あらゆる機会を捉えて国や県に要望します。

【市】 市や関係団体が実施する学校の協力を必要とする行事等について整理し、学校の負担の見直しに向けて検討します。

【市】 障害者が働きやすい職場をつくるため、人的支援や施設改修等に係る財政措置等について、国や県に働き掛けます。

②教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立

○働きやすい職場環境の整備

【市・学校】業務改善を進めながら各学校で教職員の最終退校時刻を設定する等、工夫して教職員の健康管理を図るよう努めます。

【市・学校】「ふれあいデー」や「ノー残業デー」の取組により、定時退勤を推進します。

【市・学校】休暇等の取得しやすい職場環境づくりを推進します。

○教員としての充実感の向上

【市・学校】こどもと向き合う時間を確保し、教職員のウェルビーイングを高めるため、業務の効率化を推進します。

【市・学校】職場の心理的安全性の確保、働きやすい職場環境の確立、教職員の働きがいが高められるよう、管理職のマネジメント力向上を図るよう努めます。

【市】心理的安全性を高め、組織力を高められるよう管理職に対して、会議や研修等の機会を通じて職場環境の改善に向けた取組を共有します。

○柔軟な働き方の推進

【市・学校】フレックスタイム制等、多様な働き方について周知し、働きやすい職場環境づくりに努めます。

【市・学校】教職員に「育児・介護の支援ガイドブック」等を配布し、職場全体における育児や介護、傷病の支援に係る意識啓発を促し、働きやすい職場環境づくりを推進します。

【市・学校】出産・育児に関する休暇・休業制度や児童手当、育児休業手当金などの給付制度の周知を行うなど、男性職員も含めた育児休業の取得促進を図ります。

○ストレスチェック等の活用推進

【市】ストレスチェックの集団分析結果を基に、各学校の会議等で検討した意見については、その実現に向けて努力します。

【市・学校】勤務時間の長い教職員に対する個別面談など、教職員に対して適正な支援ができるよう、管理職向けの研修等の充実を図ります。

③教職員の健康を意識した働き方改革の推進

○労働安全衛生法に基づく職場改善

【市・学校】各学校の衛生推進者・衛生管理者を対象に、市主催の研修を実施し、安全・安心な職場環境の改善を図ります。

○「庶務事務システム」に基づく学校支援

【市】長時間勤務や高ストレスの教職員への面接指導の勧奨を学校へ働き掛けます。また、その結果に基づく適切な措置について学校に働き掛けます。

○健康管理の推進

【市】健康診断の実施について、受診環境の改善に努めます。

【市】健康不安のある教職員に対して、健康管理医による面接及び相談を実施します。また、その他の相談窓口についても案内するなど、健康維持増進のための対策に努めます。

④保護者や地域の理解と連携の促進

○働き方改革に関する理解促進

【市・学校】「春日部市立中学校等における学校部活動のあり方に関する方針」について、引き続き生徒及び保護者に周知し、理解促進を図ります。

【市】教職員の在校等時間の客観的な把握を徹底するとともに、働き方改革の取組の状況及び目標達成の状況について、「見える化」を推進します。

【市・学校】「学校閉庁日」を周知し、理解促進を図ります。

【市・学校】「ふれあいデー」「ノー部活デー」「定時退勤ウィーク」を適正に運用するよう働き掛けます。また、保護者や地域に周知を図ります。

【市】勤務時間外の電話対応に係る教職員の負担軽減に向けた留守番電話の活用や、学校・保護者間における連絡手段のデジタル化の体制整備に努めます。

【市・学校】ホームページやリーフレットを活用し、「春日部市立学校における働き方改革基本方針」の取組や「学校・教師が担う業務に係る3分類に基づく14の取組」について、保護者や地域の理解促進を図ります。

○地域の協力・連携

【学 校】学校運営協議会において「学校における働き方改革」について共通理解を図り、家庭・地域と学校が協力して働き方改革について取り組みます。

【学 校】既存の組織等を活用した地域ボランティアの支援により、教職員の負担を軽減します。